

山口台自治会会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は山口台自治会といい、事務所を川崎市麻生区上麻生4丁目9番5号に所在する山口台会館におく。

(目 的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかり、安心して住めるまち、良き人間関係の保たれたまちづくりをすすめ、ひいては地域社会の発展と文化の向上・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は山口台区域（地区計画施工区域）内の居住者、地区外地権者及び法人等によって組織する。

(会 員)

第 4 条 本会は山口台居住者を正会員とし、地区外地権者及び法人等を特別会員として構成する。総会等による権利行使については、一世帯、一法人につきそれぞれ一票とする。

(性 格)

第 5 条 本会は営利的、宗教的、政治的な活動に参加しない。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 6 条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦、福利厚生、文化の向上に関すること。
2. 地域の各種団体、連合会、行政機関との連絡に関すること。
3. 青少年の健全育成、児童福祉に関すること。
4. 保健衛生、環境衛生の改善と美化活動に関すること。
5. 火災予防、交通安全、犯罪防止、災害救助に関すること。
6. 緑道・植栽柵等の保守管理、緑の維持管理に関すること。
7. 山口台環境保全協定に関すること。
8. その他必要と認める事業。

第 3 章 運 営

(理 念)

第 7 条 運営は民主的、かつ公明正大に行われること。

(地区・班)

第 8 条 本会の円滑な運営のため、大別して7区の地区に分ける。ただし、一定規模以上の集合住宅(注)は同一地区内の単独地区とする。実情に合わせて一地区を数班に分け

る。各地区に地区長、各班に班長をおく。なお、特別会員については地区・班には所属しないものとする。(注：10戸以上の集合住宅)

(事業部)

- 第 9 条 本会の事業を遂行するために、次の各部をおく。
1. 総務部 自治会運営全般に係る企画・計画及び連絡調整業務
山口台会館の維持管理・運営
 - 広報部 わがまち山口台等の広報紙発行、行事等の広報活動
 - 文化部 夏まつり等の親睦行事の実施
 - 環境部 定期清掃活動の実施による環境美化、ごみ・資源回収等全般
 - 交通部 交通安全等交通問題全般
 - 防災部 防火、防災及び防犯関係等
 - 緑の管理部 山口台の緑の維持管理に係る企画・計画
緑道・植栽等々の保守管理
 - 環境保全協定部 山口台環境保全協定の運営・管理、建築関係書類の審査
2. 各部に部長、副部長をおく。

第 4 章 役員・理事

(役員・理事及び選出方法)

- 第 10 条 本会に次の役員・理事をおく。
1. 会長 1 名・副会長 5 名以内・会計 2 名及び部長をおく。
 2. 各地区に地区長 1 名をおき、理事とする。
 3. 監事 3 名以内をおく。
 4. 役員会は原則として上記 1. の役員によって構成する。
 5. 理事会は原則として上記 1. 及び 2. の役員・理事によって構成する。
- 第 11 条 役員の選出方法は次のとおりとする。
1. 会長は理事会で推薦し、総会で選出する。
 2. 副会長及び会計は会長が選任する。
 3. 監事は会長が推薦し、総会で選出する。
 4. 部長は理事会で選出する。
 5. 地区長はその地区の班長または会員が選出する。
 6. 本条 2. 4. 5. については役職を兼務することができる。

(特別委員会委員)

- 第 12 条 会長が必要と認めたときは、役員会の同意を得て特別委員会を設けることができる。特別委員は役員会において選出し、会長が委嘱する。特別委員の任期は、当該委員会の解散と共に自然解任されるものとする。

(任期)

- 第 13 条 役員・理事の任期は次のとおりとする。ただし再選することができる。
1. 役員の任期は 2 年とする。
 2. 理事の任期は原則として 1 年とする。ただしその地区の実状に応じて月単位の任期も認めることとする。
 3. 欠員により選出された役員・理事の任期は前任者の残任期間とする。

(任 務)

- 第 14 条 役員・理事の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 会計は本会の会計業務を担当する。
 4. 部長は部会を代表し、部を運営する。
 5. 地区長はその地区の班長を代表し、その地区を総括する。
 6. 監事は本会の会計、及び財務を監査する。また本会の運営について助言することができる。

(名誉会長・顧問・相談役・雇用)

- 第 15 条
1. 本会に名誉会長・顧問・相談役をおくことができる。会長が役員会の同意を得て、これを委嘱する。
 2. 本会に雇用をおくことができる。会長が役員会に図りこれを雇用する。

第 5 章 会 議

(会 議)

- 第 16 条 会議は総会・役員会・理事会及び特別委員会とする。
1. 総会は定時総会と臨時総会とする。定時総会は毎年会計年度終了後 2 ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じて開催するものとし、会長がこれを召集する。
 2. 役員会は必要に応じて開催する。
 3. 理事会は原則として月 1 回開催する。
 4. 特別委員会は必要に応じて設置し、開催する。

(総会審議)

- 第 17 条 次の事項は総会で承認を得なければならない。
1. 決算報告並びに新年度予算
 2. 事業報告並びに事業計画
 3. 会長の選出
 4. 役員の選任
 5. 会則の改正
 6. 会費の変更
 7. その他の重要事項

(議 決)

- 第 18 条 総会は会員定数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。決議可否は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第 6 章 会 計

(会 費)

- 第 19 条 本会の会費に関する事項は別途定める。

(経 理)

- 第 20 条 本会の経費は、会費及びその他の収入でまかなう。ただし一度納入した経費は返戻しないものとする。

(会計年度)

第 21 条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(基金)

第 22 条 1. 山口台自治管理組合より移管を受けた基金の運営・管理は本会が行うこととする。
2. 基金の使途については、緑の管理等山口台の街づくりに資するものとする。

第 7 章 補 則

(細 則)

第 23 条 本会則の施行に関し必要に応じて細則を定めることができる。細則は理事会の議決をもって会長が定め、制定または改正した場合は、総会に報告しなければならない。

付 則

- | | | |
|---------------|------|------------|
| 1. 昭和63年4月1日 | 施行 | |
| 2. 平成 3年4月1日 | 一部改正 | |
| 3. 平成 8年4月1日 | 改正 | |
| 4. 平成11年4月1日 | 一部改正 | |
| 5. 平成12年4月1日 | 一部改正 | |
| 6. 平成19年4月1日 | 一部改正 | |
| 7. 平成27年4月1日 | 一部改正 | |
| 8. 令和4年4月24日 | 一部改正 | 令和5年4月1日施行 |
| 9. 令和5年4月23日 | 一部改正 | 令和5年4月1日施行 |
| 10. 令和6年4月28日 | 一部改正 | 令和6年4月1日施行 |

本改正会則の施行をもって「山口台環境保全運営規定（平成20年4月1日施行）」を廃止する

山口台自治会細則

山口台自治会（以下「本会」）会則第23条に基づき、会則の施行に関し次の通り細則を定める。

（会 費）

第 1 条 会則第19条に定める会費の納入及び金額は次のとおりとする。ただし事情により増減することができる。

- 1 自治会費の金額は「自治会活動費」と「緑の管理費」の合算額とする。
- 2 自治会活動費は、本会の正会員の居住者及び特別会員の法人が納入する。
- 3 緑の管理費は、会則第6条6の事業実施に要する経費として山口台に不動産を有する地権者が納入する。

（1）自治会活動費

正 会 員 月額 250 円 年額 3,000 円

特別会員 月額 500 円 年額 6,000 円

※地区外地権者については自治会活動費を負担しない。

（2）緑の管理費

戸建（持 家）月額 340 円 年額 4,080 円（年一括払 4,000 円）

（賃 貸）月額 270 円 年額 3,240 円（年一括払 3,200 円）

（その他）月額 170 円 年額 2,040 円（年一括払 2,000 円）

集合（持 家）月額 200 円 年額 2,400 円（年一括払 2,400 円）

（賃 貸）月額 160 円 年額 1,920 円（年一括払 1,900 円）

（その他）月額 100 円 年額 1,200 円（年一括払 1,200 円）

※賃貸（戸建及び集合）住宅は居住者でなく地権者が緑の管理費を負担する。

注：（その他）は住宅以外の利用をいう。

（賃 貸）の負担額は、（持家）の80%とする。

（その他）の負担額は、（持家）の50%とする。

負担額の算定単位は、次のとおりとする。

- ・（戸建）は1棟を1戸、（集合）は1住戸を1戸、（その他）については当初定めた計画戸数とする。なお、計画戸数が付記されていない土地については、平均区画規模 220 m²に基づき算出した戸数とする。

費用負担の対象外の施設及び用地は、次のとおりとする。

- ・ 公共、公益用地、山口台地区へ当初から緑地提供している農用地。

（地区長・班長の役割）

第 2 条 会則第8条に定める地区長、班長の主な役割は以下のとおりとする。会則第11条5及び6により地区長と班長は兼務することができる。

（1）地 区 長

- ① 会則第16条3に定める月1回開催する理事会への出席。
- ② 理事会時に配布物等（戸別配布物・回覧物・ポスター・敬老祝い品）を受け取り、地区内の各班長に届ける。
- ③ 清掃美化活動・防災訓練・夏まつり等の親睦行事・自治会事業への参加協力。
- ④ 地区内の班長及び会員からの意見や要望を会長・役員に伝達する。

(2) 班 長

- ① 地区長から届いた配布物等の戸別配布、回覧、ポスター掲示を行う。
- ② 班内の会員から会費を集金。取りまとめを行い会館事務所に納入する。
- ③ 班内で寄付・募金を希望する会員から集金。取りまとめを行い会館事務所に納入する。
- ④ 清掃美化活動・防災訓練・夏まつり等の親睦行事・自治会事業への参加協力。
- ⑤ 班内の会員の転出転入状況を随時把握し会館事務所に連絡する。
- ⑥ 班内の会員からの意見や要望を地区長に伝達する。

(環境保全協定)

- 第 3 条 良好なまちとしての環境は自分たちで守り育てるという考えのもと、住まい手・地権者相互の約束事として交わされた「山口台環境保全協定」に係る管理及び運営は会則第 9 条に定める環境保全協定担当部が担うものとする。
- 2 前項における「環境保全協定」の内容は別途定める。

(慶 弔)

- 第 4 条 会員または同居する親族の弔事における弔慰金、弔電、弔花等を行わないものとする。
- 2 会長経験者本人に対しては弔慰金、弔電、弔花等を行うことができる。
- 3 本会に長きにわたり貢献したと会長が判断した者に対しても弔慰金、弔電、弔花等を行うことができる。
- 4 退任役員に対しては定期総会時等に餞別を贈ることができる。

(補 則)

- 第 5 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会の承認を得て定める。

付 則

1. 令和 6 年 4 月 1 日 施行
本細則の施行をもって「山口台環境保全運営規定（平成 20 年 4 月 1 日施行）」を廃止する